

○文部科学省令第二十号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）の規定に基づき、並びに教育職員免許法を実施するため、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条の三」を「第十八条の五」に改める。

第六条第一項の表備考第七号中「又は小学校には、」を「には」に、「又は小学部を含み」を「を、小学校には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を」に、「又は高等学校には」を「には義務

教育学校の後期課程」に改め、「又は後期課程」を削り、「又は高等部」を「を、高等学校には中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部」に改め、同表備考第九号中「附則第十八項第四号」を「附則第二十二項第四号」に改め、「小学校（」の下に「義務教育学校の前期課程、」を加え、「附則第十八項第一号」を「同項第一号」に改め、同表備考第十号中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加え、「附則第十八項第二号」を「附則第二十二項第二号」に、「附則第十八項第三号」を「同項第三号」に改める。

第七条第五項第三号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第十八条の二の表備考に次の一号を加える。

四 幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者について、免許法別表第八の第三欄に定める最低在職年数に加え、次の表の上欄に掲げる受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数があるときは、三単位にその在職年数を乗じて得た単位数（免許法別表第八の第四欄に定める単位数のうちその半数までの単位数を限度と

する。)を修得したものとみなして、この表を適用する。

受けようとする免許状の種類	学校
幼稚園教諭二種免許状	イ 幼稚園 ロ 特別支援学校の幼稚部 ハ 幼保連携型認定こども園
小学校教諭二種免許状	イ 小学校 ロ 学校教育法施行規則第七十九条の九第一項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校 ハ 義務教育学校 ニ 特別支援学校の小学部
	イ 学校教育法施行規則第七十九条の九第一項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校 ロ 中学校

<p>中学校教諭二種免許状</p>	<p>ハ 義務教育学校</p> <p>ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校</p> <p>ホ 中等教育学校</p> <p>ヘ 特別支援学校の中学部</p>
<p>高等学校教諭一種免許状</p>	<p>イ 学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校</p> <p>ロ 高等学校</p> <p>ハ 中等教育学校</p> <p>ニ 特別支援学校の高等部</p>

第一章中第十八条の三の次に次の二条を加える。

第十八条の四 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、第

十八条の二の表備考第四号の規定により免許法別表第八の第四欄に定める単位数の半数（小数点以下は切り上げる。）の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

種免許状	小学校教諭二 種免許状	幼稚園教諭二 種免許状	幼稚園教諭普 通免許状	小学校教諭普 通免許状	受ける免許状の種 類	受けようとする 免許状の種 類	有することを 必要とする学 校の免許状	最低修得単位数		
								教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
五	五	三	五	一	指導法	各教科の 指導法	道徳の指 導法	保育内容の 指導法	生徒指導、教育 相談及び進路指 導等に関する科 目	教科又 は教職 に関する 科目
一	一									

備考 この表各項の教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の 修得方法は、第十八条の二に定める修得方法の例にならうものとする。	高等学校教諭 一種免許状	通免許状 （二種免許状を除く。）	通免許状				
		通免許状	通免許状	五			
		通免許状	通免許状		一		
		通免許状	通免許状			一	
		通免許状	通免許状				
		通免許状	通免許状				
		通免許状	通免許状		一		
		通免許状	通免許状				二

第十八条の五 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの（前条に規定する場合を除く。）の単位の修得方

法は、第十八条の二及び前条に定める修得方法を参酌して、都道府県の教育委員会規則で定める。

第二十六条中「課程は」の下に「、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）」を加え、「」及び「を」を「）、」に改め、「専攻科の課程」の下に「並びに専修学校の専門課程（同法第三百三十二条に規定するものに限る。）」を加える。

第二十八条第二項中「この章中以下」を「以下この章において」に改める。

第三十七条第一項第一号中「この章中以下」を「以下この章及び第六章において」に改める。

第三十九条第一項中「この章中以下」を「以下この章において」に改める。

第四十一条中「から」を「及び第三項、第三十七条、」に、「まで及び」を「並びに」に改める。

第四十二条中「は、講習」を「は、免許法認定講習」に、「講習実施状況」を「免許法認定講習の実施状況」に改める。

第四十三条の五中「大学に」の下に「、第三十六条第三項」を加える。

第四十六条中「大学」の下に「及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」を加え、同条に次の一

項を加える。

2 免許法認定通信教育を開設する者は、その適切な水準の確保に努めなければならない。

第四十六条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二 免許法認定通信教育の講師は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 大学の教員

二 その他前号に準ずる者（免許法第五条第一項ただし書各号のいずれかに該当する者を除く。）

第四十八条第一項中「大学が」を「大学及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が、」に改め、「認定」の下に「（以下この章において「認定」という。）」を加え、同項第五号中「教員」を「講師」に改め、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 開設しようとする通信教育について認定を受けようとするものが第四十六条第一項に規定する大学であるときは、前項の申請書に当該大学の学則を添付しなければならない。

第四十九条中「前条第二項」を「、第四十六条第二項、第四十六条の二、第四十七条及び前条第三項」

に改める。

第五十条を次のように改める。

第五十条 免許法認定通信教育の開設者は、免許法認定通信教育終了後二月以内に、免許法認定通信教育の実施状況及び収支決算について、文部科学大臣に報告しなければならない。

第五十三条中「この章中以下」を「以下この章において」に改める。

第六十五条の四中「定める者は」の下に「、学校教育に関し学識経験を有する者であつて」を加え、「学長又は」を「学長、」に、「、小学校」を「又はこれらに準ずる者及び小学校」に改め、「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「又は特別支援学校の校長及びその他学校教育に関し学識経験を有する者」を「若しくは特別支援学校の校長又はこれらに準ずる者」に改める。

第六十五条の七第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第六十五条の十中「第三条の二第一項第六号」を「第三条の二第一項第七号」に、「五十条第一項に」を「第五十条第一項及び百二十六条第一項に」に、「同項、同令第七十二条第一項」を「同令第五十条第一項、第七十二条」に、「第百二十七条第一項及び第百二十八条に規定する道徳」を「第百二十七条及び

第二百二十八条第二項に規定する「道徳」に、「第七十二条第一項、第八十三条、第二百二十六条、第二百二十七条第一項」を「第七十二条、第八十三条、第二百二十六条第一項、第二百二十七条」に改める。

第六十六条第三号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第六十六条の三第一項中「第五十条第一項」の下に「及び第二百二十六条第一項」を加え、「並びに同項及び同令第二百二十六条」を「、同令第五十条第一項及び第二百二十六条に規定する道徳、同令第五十条第一項及び第二百二十六条第一項」に改め、「総合的な学習の時間」の下に「、同令第五十条第一項及び第二百二十六条に規定する特別活動並びに同令第五十条第二項に規定する宗教」を加え、同条第二項中「第七十二条第一項」を「第七十二条」に、「第二百二十七条第一項」を「第二百二十七条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 任命権者又は雇用者は、免許法第十六条の五第一項の規定に基づき、第一項に規定する道徳又は特別活動の教授を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる者に対し、必要な研修を実施するよう努めなければならない。

第六十六条の七の表短期大学の専攻科の項の前に次のように加える。

<p>高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十条において準用する場合を含む。）に規定する課程に限る。）</p>	<p>中学校又は高等学校の教諭の普通免許状</p>	<p>一〇</p>
---	---------------------------	-----------

第六十六条の七の表に次のように加える。

<p>専修学校の専門課程（学校教育法第百三十二条に規定するものに限る。）</p>	<p>中学校又は高等学校の教諭の普通免許状</p>	<p>一〇</p>
--	---------------------------	-----------

第六十八条及び第六十九条中「小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程」を加える。

第六十九条の三中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

- 附則第七項第一号中「保育士試験」の下に「若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験」を加え、同項第二号中「保育士試験」の下に「若しくは国家戦略特別区域法第十二条の四第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験」を加える。
- 附則第八項第三号中「保育士」の下に「（国家戦略特別区域法第十二条の四第五項に規定する事業実施

区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を加える。

附則第二十二項第一号及び第二号中「この項中以下」を「以下この項において」に改める。

(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

(免許状更新講習規則の一部改正)

第三条 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)の一部を次のように改正する。

第四条の表選択必修領域の項の中欄中ワをヨとし、リからヲまでをルからカまでとし、同欄中「並びに」を「及び」に改め、同欄中チをヌとし、トをリとし、ヘをチとし、ホの次に次のように加える。

へ 教科横断的な視点からの教育活動の改善を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の

取組

ト 学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活用及び探究の学習過程を見通した指導法の工夫及び改善

第五条第二号中「前条第一項第一号又は第二号」を「前条の表の中欄」に改める。

第九条第一項第一号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、同条第二項第二号中「保育士」の下に「（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加える。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 単位の修得方法等（第一条―第十八条の五）</p> <p>第二章～第十一章（略）</p> <p>第一章 単位の取得方法等</p> <p>第六条 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。</p> <p>（表略）</p> <p>備考</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼児連携型認定こども園（以下「幼児連携型認定こども園」という。）</p> <p>、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては幼稚園、</p>	<p>目次</p> <p>第一章 単位の修得方法等（第一条―第十八条の三）</p> <p>第二章～第十一章（略）</p> <p>第一章 単位の取得方法等</p> <p>第六条 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。</p> <p>（表略）</p> <p>備考</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼児連携型認定こども園（以下「幼児連携型認定こども園」という。）</p> <p>、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては幼稚園、</p>

中学校及び幼保連携型認定こども園、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園には特別支援学校の幼稚園部を、小学校には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を、中学校には義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を、高等学校には中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。

八 (略)

九 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚園部及び附則第二十二項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び同項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学

中学校及び幼保連携型認定こども園、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園又は小学校には、特別支援学校の幼稚園部又は小学部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学部又は高等部を含む。

八 (略)

九 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚園部及び附則第十八項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）、小学校（特別支援学校の小学部及び附則第十八項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第十八項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程

校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十一（十七）（略）

2・3（略）

第七条（略）

2（4）（略）

5 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。

一・二（略）

三 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担任する教員に限り、二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として一年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責

及び特別支援学校の高等部並びに附則第十八項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十一（十七）（略）

2・3（略）

第七条（略）

2（4）（略）

5 免許法第五条の二第三項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによつて行わなければならない。

一・二（略）

三 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担任する教員に限り、二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として一年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有

任者の証明を有することを必要とする。

6・7 (略)

第十八条の二 免許法別表第八に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(表略)

備考

一〇三 (略)

四 幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者について、免許法別表第八の第三欄に定める最低在職年数に加え、次の表の上欄に掲げる受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数があるときは、三単位にその在職年数を乗じて得た単位数（免許法別表第八の第四欄に定める単位数のうちその半数までの単位数を限度とする。）を修得したものとみなして、この表を適用する。

幼稚園教諭二種免許状	受けようとする免許状の種類	学校
イ 幼稚園		
ロ 特別支援学校の幼稚部		

することを必要とする。

6・7 (略)

第十八条の二 免許法別表第八に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(表略)

備考

一〇三 (略)
(新設)

	<p>小学校教諭二種免許状</p>	<p>ハ 幼保連携型認定こども園</p> <p>イ 小学校</p> <p>ロ 学校教育法施行規則第七十九条の九第一項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校</p> <p>ハ 義務教育学校</p> <p>ニ 特別支援学校の小学部</p>
<p>中学校教諭二種免許状</p>	<p>イ 学校教育法施行規則第七十九条の九第一項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校</p> <p>ロ 中学校</p> <p>ハ 義務教育学校</p> <p>ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校</p> <p>ホ 中等教育学校</p> <p>ヘ 特別支援学校の中学部</p>	

許状の種類		受けようとする免状	有するこ	とを必要とする学	校の免許					
科目		する	に	関	教科					
各	道徳	保育	教育課程及び指導法に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数					
						育相	、	指導	生徒	又
			科目	する	に	関	教職	又	は	教科

第十八条の四 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、第十八条の二の表備考第四号の規定により免許法別表第八の第四欄に定める単位数の半数（小数点以下は切り上げる。）の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

高等学校教諭一種免許状	イ 学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校
	ロ 高等学校
	ハ 中等教育学校
	ニ 特別支援学校の高等部

(新設)

許状 諭二種免 中学校教		許状 諭二種免 小学校教	許状 諭二種免 幼稚園教		
許状 諭普通免 小学校教	許状 諭普通免 中学校教	許状 諭普通免 幼稚園教	許状 諭普通免 小学校教		
五					
一	五	五			科の 指導 法の
		一			の指 導法
			三		の内容 の指 導法
一	一	一		科目 する に 関 導 等 路 指 び 進 談 及	

<p>備考 この表各項の教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第十八条の二に定める修得方法の例にならうものとする。</p>	<p>高等学校 教諭一種 免許状</p>	<p>高等学校 教諭普通 免許状</p>
	<p>中学校教 諭普通免 許状(二 種免許状 を除く。</p>	<p>一</p>
	<p>一</p>	<p>一</p>
	<p>一</p>	<p>一</p>
	<p>一</p>	<p>一</p>
	<p>一</p>	<p>一</p>
	<p>四</p>	<p>二</p>

第十八条の五 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの（前条に規定する場合を除く。）の単位の修得方法は、第十八条の二及び前条に定める修得方法を参酌して、都道府県の教育委員会規則で定める。

（新設）

第三章 相当課程

第二十六条 免許法別表第一備考第五号ロに規定する大学の課程に相当する課程は、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）
（高等専門学校）
（高等専門学校の課程（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。））
（高等専門学校の専攻科の課程並びに専修学校の専門課程（同法第三百三十二条に規定するものに限る。）とする。）

第四章 教員養成機関の指定

第二十八条 (略)

2 前条の教員養成機関は、大学（当該教員の養成課程を有するものに限るものとし、養護教諭養成機関、特別支援学校の教員養成機関又は栄養教諭の教員養成機関の場合には、当分の間、教育学部又は学校教育学部を有する大学とすることができる。以下この章において同じ。）に附置されるか又は大学の指導と承認のもとに運営されなければならない。

第五章 免許法認定講習

第三十七条 免許法認定講習の講師は、次の各号のいずれかに該当する者

第三章 相当課程

第二十六条 免許法別表第一備考第五号ロに規定する大学の課程に相当する課程は、高等専門学校の課程（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。）及び高等専門学校の専攻科の課程とする。

第四章 教員養成機関の指定

第二十八条 (略)

2 前条の教員養成機関は、大学（当該教員の養成課程を有するものに限るものとし、養護教諭養成機関、特別支援学校の教員養成機関又は栄養教諭の教員養成機関の場合には、当分の間、教育学部又は学校教育学部を有する大学とすることができる。この章中以下同じ。）に附置されるか又は大学の指導と承認のもとに運営されなければならない。

第五章 免許法認定講習

第三十七条 免許法認定講習の講師は、次の各号のいずれかに該当する者

でなければならない。

一 大学の教員（第四章に規定する文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関、特別支援学校の教員養成機関又は栄養教諭の教員養成機関の教員を含む。以下この章及び第六章において同じ。）

二（略）

2・3（略）

第三十九条 第三十六条第一項各号に掲げるものが、開設しようとする講習について、免許法別表第三備考第六号の規定による認定（以下この章において「認定」という。）を受けようとするときは、当該講習に関し次の事項を記載した申請書を、講習開始一月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

一 一 四（略）

2・3（略）

第四十一条 免許法認定講習の開設者が、第三十六条第二項及び第三項、第三十七条、第三十八条並びに前条の規定に違反したときは、文部科学大臣はその認定を取り消すことができる。

第四十二条 免許法認定講習の開設者は、免許法認定講習終了後二月以内に、免許法認定講習の実施状況及び収支決算について、文部科学大臣に報告しなければならない。

でなければならない。

一 大学の教員（第四章に規定する文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関、特別支援学校の教員養成機関又は栄養教諭の教員養成機関の教員を含む。この章中以下同じ。）

二（略）

2・3（略）

第三十九条 第三十六条第一項各号に掲げるものが、開設しようとする講習について、免許法別表第三備考第六号の規定による認定（この章中以下「認定」という。）を受けようとするときは、当該講習に関し次の事項を記載した申請書を、講習開始一月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

一 一 四（略）

2・3（略）

第四十一条 免許法認定講習の開設者が、第三十六条第二項から第三十八条まで及び前条の規定に違反したときは、文部科学大臣はその認定を取り消すことができる。

第四十二条 免許法認定講習の開設者は、講習終了後二月以内に、講習実施状況及び収支決算について、文部科学大臣に報告しなければならない。

第五章の二 免許法認定公開講座

第四十三条の五 第三十九条の規定は公開講座について認定を受けようとする大学に、第三十六条第三項、第三十八条及び第四十条から第四十二条までの規定は公開講座について認定を受けた大学に準用する。

第六章 免許法認定通信教育

第四十六条 免許法認定通信教育は、開設しようとする通信教育の課程に相当する課程を有する大学及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に限り開設することができる。

2 免許法認定通信教育を開設する者は、その適切な水準の確保に努めなければならない。

第四十六条の二 免許法認定通信教育の講師は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 大学の教員
- 二 その他前号に準ずる者（免許法第五条第一項ただし書各号のいずれかに該当する者を除く。）

第四十八条 大学及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が、開設しようとする通信教育について、免許法別表第三備考第六号の規定による認定（以下この章において「認定」という。）を受けようとするとき

第五章の二 免許法認定公開講座

第四十三条の五 第三十九条の規定は公開講座について認定を受けようとする大学に、第三十八条及び第四十条から第四十二条までの規定は公開講座について認定を受けた大学に準用する。

第六章 免許法認定通信教育

第四十六条 免許法認定通信教育は、開設しようとする通信教育の課程に相当する課程を有する大学に限り開設することができる。

（新設）

（新設）

第四十八条 大学が開設しようとする通信教育について、免許法別表第三備考第六号の規定による認定を受けようとするときは、当該通信教育に關し次の事項を記載した申請書に、通信教育用教材及び学習指導書を添

は、当該通信教育に関し次の事項を記載した申請書に、通信教育用教材及び学習指導書を添えて当該通信教育の開設二月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 通信教育の目的及び名称
- 二 受講者定員
- 三 教育課程及び指導計画
- 四 各科目についての単位の配当
- 五 講師の氏名、主要職歴及び担任科目
- 六 成績審査の方法
- 七 受講料
- 八 収支予算
- 九 その他開設しようとする者において必要と認める事項

2| 開設しようとする通信教育について認定を受けようとするものが第四十六條第一項に規定する大学であるときは、前項の申請書に当該大学の学則を添付しなければならない。

3| 免許法認定通信教育の開設者が第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に届け出なければならない。

第四十九條 免許法認定通信教育の開設者が、第四十六條第二項、第四十六條の二、第四十七條及び前条第三項の規定に違反したときは、文部科学大臣はその認定を取り消すことができる。

えて当該通信教育の開設二月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 通信教育の目的及び名称
- 二 受講者定員
- 三 教育課程及び指導計画
- 四 各科目についての単位の配当
- 五 教員の氏名、主要職歴及び担任科目
- 六 成績審査の方法
- 七 受講料
- 八 収支予算
- 九 その他開設しようとする者において必要と認める事項

(新設)

2| 免許法認定通信教育の開設者が前項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に届け出なければならない。

第四十九條 免許法認定通信教育の開設者が前条第二項の規定に違反したときは、文部科学大臣はその認定を取り消すことができる。

第五十条 免許法認定通信教育の開設者は、免許法認定通信教育終了後二
月以内に、免許法認定通信教育の実施状況及び収支決算について、文部
科学大臣に報告しなければならない。

第七章 単位修得試験

第五十三条 試験の問題は、試験の委嘱を受けた大学（以下この章におい
て「大学」という。）が作成するものとする。

第十章の二 特別免許状

第六十五条の四 免許法第五条第五項に規定する文部科学省令で定める者
は、学校教育に関し学識経験を有する者であつて、認定課程を有する大
学の学長、認定課程を有する学部の学部長又はこれらに準ずる者及び小
学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支
援学校の校長又はこれらに準ずる者とする。

第十一章 雑則

第六十五条の七 免許法第二条第二項に規定する文部科学省令で定める教
育の職にある者は、次に掲げる者であつて教育職員以外の者とする。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校
、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の職員

第五十条 削除

第七章 単位修得試験

第五十三条 試験の問題は、試験の委嘱を受けた大学（この章中以下「大
学」という。）が作成するものとする。

第十章の二 特別免許状

第六十五条の四 免許法第五条第五項に規定する文部科学省令で定める者
は、認定課程を有する大学の学長又は認定課程を有する学部の学部長、
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長及び
その他学校教育に関し学識経験を有する者とする。

第十一章 雑則

第六十五条の七 免許法第二条第二項に規定する文部科学省令で定める教
育の職にある者は、次に掲げる者であつて教育職員以外の者とする。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
又は幼保連携型認定こども園の職員

二・三 (略)

第六十五条の十 免許法第三条の二第一項第七号に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項及び第百二十六条第一項に規定する外国語活動の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第百二十六条、第百二十七条及び第百二十八条第二項に規定する道徳の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第八十三条、第百二十六条第一項、第百二十七条及び第百二十八条に規定する総合的な学習の時間の一部並びに同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領及び同令第百二十九条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるクラブ活動とする。

第六十六条 (略)

一・二 (略)

三 学校教育法第九十条第二項の規定により、大学への入学を認められた者

四・五 (略)

第六十六条の三 免許法第十六条の五第一項に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項及び第百二十六条第一項に規定する外国語活動、同令第五十条第一項及び第百二十六条に規定する道徳、同令第五十条第一項及び第百二十六条第一項に規定する総合的な学習の時間、同令第五十条第一項及び第百二十六条に規定する特別活動並びに

二・三 (略)

第六十五条の十 免許法第三条の二第一項第六号に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項に規定する外国語活動の一部、同項、同令第七十二条第一項、第百二十六条、第百二十七条第一項及び第百二十八条に規定する道徳の一部、同令第五十条第一項、第七十二条第一項、第八十三条、第百二十六条、第百二十七条第一項及び第百二十八条に規定する総合的な学習の時間の一部並びに同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領及び同令第百二十九条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるクラブ活動とする。

第六十六条 (略)

一・二 (略)

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第二項の規定により、大学への入学を認められた者

四・五 (略)

第六十六条の三 免許法第十六条の五第一項に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項に規定する外国語活動並びに同項及び同令第百二十六条に規定する総合的な学習の時間とする。

同令第五十条第二項に規定する宗教とする。

2 免許法第十六条の五第二項に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第七十二条及び同令第二百二十七条に規定する総合的な学習の時間とする。

3 任命権者又は雇用者は、免許法第十六条の五第一項の規定に基づき、第一項に規定する道徳又は特別活動の教授を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる者に対し、必要な研修を実施するよう努めなければならない。

第六十六条の七 免許法別表第一備考第五号の規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認める科目の単位は、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

第一欄	第二欄	第三欄
課程	免許状の種類	単位数
高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科（学校教育法第五十八条の二（同法	中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	一〇

2 免許法第十六条の五第二項に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第七十二条第一項及び同令第二百二十七条第一項に規定する総合的な学習の時間とする。

（新設）

第六十六条の七 免許法別表第一備考第五号の規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認める科目の単位は、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

第一欄	第二欄	第三欄
課程	免許状の種類	単位数
（新設）		

<p>第七十条第一項及び第八十二條において準用する場合を含む。）に規定する課程に限る。）</p>	<p>短期大学の専攻科</p>		<p>幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状</p>	<p>二</p>
	<p>中学校又は高等学校の教諭の普通免許状</p>	<p>五</p>		
<p>高等専門学校の専攻科</p>	<p>高等専門学校（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。）</p>		<p>中学校又は高等学校の教諭の普通免許状</p>	<p>一〇</p>
	<p>中学校又は高等学校の教諭の普通免許状</p>	<p>五</p>		
<p>専修学校の専門課程（学校教育法第百三十二條に規定するものに限る。）</p>	<p>専修学校の専門課程（学校教育法第百三十二條に規定するものに限る。）</p>		<p>中学校又は高等学校の教諭の普通免許状</p>	<p>一〇</p>
	<p>中学校又は高等学校の教諭の普通免許状</p>	<p>五</p>		

<p>（新設）</p>	<p>短期大学の専攻科</p>		<p>幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状</p>	<p>二</p>
	<p>中学校又は高等学校の教諭の普通免許状</p>	<p>五</p>		
<p>高等専門学校の専攻科</p>	<p>高等専門学校（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。）</p>		<p>中学校又は高等学校の教諭の普通免許状</p>	<p>一〇</p>
	<p>中学校又は高等学校の教諭の普通免許状</p>	<p>五</p>		

第六十八条 免許法別表第三備考第七号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、免許法別表第三の規定の適用を受ける者にあつては、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事若しくは社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師の職とする。

第六十九条 免許法別表第五備考第三号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、校長、副校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師の職とする。

第六十九条の三 免許法別表第六備考第四号に規定する文部科学省令で定める職員は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

第六十八条 免許法別表第三備考第七号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、免許法別表第三の規定の適用を受ける者にあつては、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事若しくは社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師の職とする。

第六十九条 免許法別表第五備考第三号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、校長、副校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師の職とする。

第六十九条の三 免許法別表第六備考第四号に規定する文部科学省令で定める職員は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

附則

7 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 幼稚園教諭の一種免許状 学士の学位を有すること（学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む）
- 二 かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。

8 幼稚園教諭の二種免許状 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法第十二条の四第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。

8 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

附則

7 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 幼稚園教諭の一種免許状 学士の学位を有すること（学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む）
- 二 かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験に合格していること。

8 幼稚園教諭の二種免許状 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験に合格していること。

8 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 次に掲げる施設の保育士

イ（ハ）（略）

22 免許法附則第四項の旧令による学校の校長及び教員は、次の各号に掲げる学校の校長及び教員とする。

- 一 小学校に相当する旧令による学校については、国民学校（教員養成諸学校の附属国民学校を含む。以下この項において同じ。）、青年学校（青年師範学校の附属青年学校を含む。以下この項において同じ。）、盲学校、聾唖学校、国民学校に準ずる各種学校、国民学校に類する各種学校、文部省以外の官庁の所管に属した学校であつて国民学校に相当する学校、第四号に掲げる学校その他文部科学大臣がこれらの学校に準ずるものと認めた学校

- 二 中学校に相当する旧令による学校については、国民学校、中等学校（教員養成諸学校の附属中学校及び附属高等女学校を含む。以下この項において同じ。）、高等学校尋常科、師範学校予科、盲学校、聾唖学校、青年学校、国民学校に準ずる各種学校、国民学校に類する各種学校、中等学校に相当する学校、文部省以外の官庁の所管に属した学校であつて国民学校又は中等学校に相当する学校、専門学校入学に關し指定を受けた学校その他文部大臣がこれらの学校に準ずるものと認めた学校

三・四（略）

イ（ハ）（略）

22 免許法附則第四項の旧令による学校の校長及び教員は、次の各号に掲げる学校の校長及び教員とする。

- 一 小学校に相当する旧令による学校については、国民学校（教員養成諸学校の附属国民学校を含む。この項中以下同じ。）、青年学校（青年師範学校の附属青年学校を含む。この項中以下同じ。）、盲学校、聾唖学校、国民学校に準ずる各種学校、国民学校に類する各種学校、文部省以外の官庁の所管に属した学校であつて国民学校に相当する学校、第四号に掲げる学校その他文部科学大臣がこれらの学校に準ずるものと認めた学校

- 二 中学校に相当する旧令による学校については、国民学校、中等学校（教員養成諸学校の附属中学校及び附属高等女学校を含む。この項中以下同じ。）、高等学校尋常科、師範学校予科、盲学校、聾唖学校、青年学校、国民学校に準ずる各種学校、国民学校に類する各種学校、中等学校に相当する学校、文部省以外の官庁の所管に属した学校であつて国民学校又は中等学校に相当する学校、専門学校入学に關し指定を受けた学校その他文部大臣がこれらの学校に準ずるものと認めた学校

三・四（略）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第三条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する教育の職にある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 地方公共団体の職員又は国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（いずれも幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置するものに限る。）若しくは社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者</p> <p>四 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第三条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する教育の職にある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 地方公共団体の職員又は国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（いずれも幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置するものに限る。）若しくは社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者</p> <p>四 （略）</p>

○免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			<p>（講習の内容）</p> <p>第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる領域に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間とする。</p>
領域	事項	時間	
必修領域	イ、ニ（略）	六時間以上	<p>（講習の内容）</p> <p>第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる領域に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間とする。</p>
選択必修領域	イ、ホ（略） へ 教科横断的な視点からの教育活動の改善を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の取組 ト 学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活用及び探究の学習過程を見	六時間以上	
現 行			<p>（講習の内容）</p> <p>第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる領域に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間とする。</p>
領域	事項	時間	
必修領域	イ、ニ（略）	六時間以上	<p>（新設）</p>
選択必修領域	イ、ホ（略） （新設）	六時間以上	

備考 (略)	選択領域	通した指導法の工夫及び改善
	(略)	チ・リ (略) 又 学校、家庭及び地域の連携及び 協働 ル・ヨ (略)
	十八時間以上	

(講習の講師)

第五条 免許法第九条の三第一項第二号ロに規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 大学又は大学共同利用機関の職員であつて、前条の表の中欄に掲げる事項について教授し、又は研究に従事している者
- 三・四 (略)

(講習を受講できる者)

第九条 免許法第九条の三第三項第一号に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定

備考 (略)	選択領域	へ・ト (略) チ 学校、家庭並びに地域の連携及び 協働 リ・ワ (略)
	(略)	
	十八時間以上	

(講習の講師)

第五条 免許法第九条の三第一項第二号ロに規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 大学又は大学共同利用機関の職員であつて、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項について教授し、又は研究に従事している者
- 三・四 (略)

(講習を受講できる者)

第九条 免許法第九条の三第三項第一号に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定

試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百八十八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一 校長、副校長、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者並びに免許法施行規則第六十九条の三に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）（次項第一号において「学校」という。）において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服する者

二（四）（略）

2 免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百八十八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一 校長、副校長、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者並びに免許法施行規則第六十九条の三に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）（次項第一号において「学校」という。）において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服する者

二（四）（略）

2 免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

<p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる施設に勤務する保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)</p> <p>イハ (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる施設に勤務する保育士</p> <p>イハ (略)</p> <p>三 (略)</p>
---	--